

徳島県告示第十五号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第一百十号）第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、同条第四項の規定により、その概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和四年一月十一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 申請の概要

1 申請者

名 称 貞光食糧工業株式会社

住 所 徳島県美馬郡つるぎ町貞光字馬出四三番地の一〇

代表者 代表取締役 辻貴博

2 工場又は事業場

名 称 貞光食糧工業株式会社食品工場

所在地 徳島県美馬郡つるぎ町貞光字小山北一六八―二

3 特定施設の種類

水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第二号イに規定する原料処理施設

4 特定施設及び汚水等の処理に関する事項

二の縦覧の期間及び場所において、関係書類を備え置いて縦覧に供するとともに、徳島県危機管理環境部環境管理課ホームページにおいて公表する。

二 縦覧の期間及び場所

1 期間

令和四年一月十一日から

令和四年二月一日まで

2 場所

徳島県危機管理環境部環境管理課及びつるぎ町住宅環境課